

『認知症』について

～身近な人が認知症になった際に使える制度を中心に～

福祉は愛

社会福祉士相談所 LOVE

社会福祉士 田村 遊

(2025. 12.7)

今回の資料印刷は…

- ・『特定非営利活動法人 東雲会』様にご協力頂きました。

- ・『**特定非営利活動法人 東雲会**』

高松市木太町で、就労継続支援B型事業、児童発達支援・放課後等デイサービスを運営されている。

(「香川県社会就労センター協議会」のWebサイトより)

当事業所について

- ・2024年4月1日開設の個人事業所(スタッフは代表者のみ)
 - ・代表者(本研修講師)は社会福祉士であり、身体障がい当事者。
 - ・社会福祉に関する相談に分野を問わず対応する
 - ・営業日や時間はあえて定めず、当事業所と顧客とで相談の上、互いに納得した上で相談に当たらせて頂く。
 - ・対象は香川県内在住の方。訪問相談にも対応する。
- ※当事業所HPアドレス

<https://lovesocialworker.com/>

社会福祉士相談所 LOVE | 福祉は愛 

本日の流れ

時間	内容
14:00～14:50	講師より講話
14:50～15:05	歯の健康と認知症について
15:05～15:25	質疑応答
15:25～15:30	アンケート記入

『認知症』とは

(定義)

ほぼ正常に発達してから後に起こる、病的かつ慢性的に認知機能の低下した状態であり、本人の日常生活の機能が著しく低下し、普通の社会生活を送ることができなくなった状態。

※認知機能＝物事を正しく理解し、判断し、適切に実行するための脳の機能。

記憶、判断、計算、理解、学習、思考、言語などの機能が含まれる。

※記憶と判断力の障害を基本とする症候群であり、病気である。(叱ったり指摘したりは×)

※記憶の障害…新しいことを覚えることができないことと、以前に覚えたことを思い出せないこと。

※判断力の障害…失語、失行、失認、実行機能の障害をいい、現実に即した適切な行動ができないこと。

認知症者に対する支援の一技法 『ユマニチュード』に基づく4つのコツ

- ・【『ユマニチュード』とは】
- ・フランス発祥の知覚・感情・言語による包括的コミュニケーションにもとづいたケアの技法。
- ・「人とは何か」「ケアをする人とは何か」を問う哲学と、それに基づく実践技術から成り立っている。
- ・あくまでも数あるケア手法のうちの一技法ではあるが、認知症の方や高齢者のみならず、ケアを必要とする方に対して幅広く使える、汎用性の高さを有する。

(『ユマニチュード入門』P.4参照)

関わり方のコツ その1

- ①「見る」…正面から対象者を見る、後ろから声を掛けずに、相手を追い抜いてから。相手に見てもらうのではなく、自分が動いて相手の視界に入る。仮に食事介助をするなら、スプーンを対象者の目の前でしっかり見せる。
- ②「話す」…ケアを行う時は絶えず話しかけながら行う。
 - 例:「背中を拭きますね。」「服を着替えましょうね。」、
 - 「私の肩につかまって下さい。」「気持ちいいね。」
 - ※対象者の反応の有無に関係なく、自分が絶えず話しかけながら行う。対象者の問題ではなく、自分の行い。

関わり方のコツ その2

- ③「触れる」…ポジティブな雰囲気で、一定の重みをかけて触れる。
- ※軽すぎるタッチでは、性的な含みを持っていると誤解されたり、「触りたくないものに触っているのでは？」と誤解される。
- 最初から顔や手、陰部の近くを触れることは避ける。
- 指先だけでなく、手のひら全体で触れる。指を開いて触れる。
- ※指を閉じると拒否的な感じを与える。
- ④「立つ」…「立つ」ことは、多くの組織・器官に対して生理的により影響を及ぼす。着替え、歯磨き、洗面、清拭等の時間を合計すれば、1日に20分間程度立位時間を確保できる。

(但し少しでも不安がある場合は絶対にやらないこと！！)

認知症基本法 (概要)

- (概要)
- 認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に發揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（「共生社会」）の推進を目的として、令和6年1月1日に施行された。正式名称は、『共生社会の実現を推進するための認知症基本法』という。

認知症基本法

(7つの基本理念 その1)

- ・一 全ての**認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思**によって日常生活及び社会生活を営むことができるよう^にすること。
- ・二 国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する**正しい知識**及び認知症の人に関する**正しい理解**を深めること^{ができる}よう^にすること。
- ・三 認知症の人にとて日常生活又は社会生活を営む上で**障壁**となるものを**除去**することにより、全ての認知症の人が、**社会の対等な構成員**として、**地域**において**安全**にかつ**安心**して**自立した日常生活**を営む^{こと}ができるよう^にするとともに、自己に直接関係する事項に関して**意見を表明する機会**及び社会のあらゆる分野における活動に**参画する機会**の確保を通じて**その個性と能力を十分に発揮**^{する}ことができるよう^にすること。
- ・四 認知症の人の**意向を十分に尊重**しつつ、**良質かつ適切な保健医療サービス**及び**福祉サービス**が切れ目なく提供されること。

認知症基本法

(7つの基本理念 その2)

- ・五 認知症の人に対する支援のみならず、家族等に対する支援が適切に行われることにより、認知症の人及び家族等が**地域**において**安心**して**日常生活**を営むことができるようすること。
- ・六 認知症に関する専門的、学際的又は総合的な研究その他の**共生社会**の実現に資する**研究等を推進**するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る**予防、診断**及び**治療**並びに**リハビリテーション**及び**介護方法**、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための**社会参加の在り方**及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる**社会環境の整備**その他の事項に関する科学的知見に基づく**研究等の成果**を広く**国民が享受できる環境を整備**すること。
- ・七 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の**各関連分野**における**総合的な取組**として行われること。

認知症基本法 (国民の責務, 認知症の日及び認知症月間)

- 国民の責務
- 国民は、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めるとともに、共生社会の実現に寄与するよう努めなければならない。
- 認知症の日…9月21日
- 認知症月間…9月1日から9月30日まで

『新しい認知症観』

- ・「認知症施策推進基本計画」にて明記された、認知症になつたら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方。
- ・※認知症施策推進基本計画…法 第11条の規定に基づき、政府により作成された、認知症施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画。

認知症に関する相談窓口 ～医療機関～

- ①専門医療機関
- 県内 77箇所(東かがわ 2, さぬき 2, 三木 2, 高松 38,
丸亀 7, 坂出 8, 善通寺 2, 綾川 1, 宇多津 1,
琴平 1, 多度津 1, 観音寺 6, 三豊 3, 土庄 1,
小豆島 2)

※県内の認知症専門医療機関(香川県ホームページより) 最終閲覧日 2025.10.31

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkouseisaku/support/support/list03.html>

②もの忘れ相談医一県内 58箇所(高松市内22箇所)

※県内のもの忘れ相談医名簿(香川県ホームページより) 最終閲覧日 2025.10.31

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkouseisaku/support/support/list02.html>

認知症に関する相談窓口 ～認知症疾患医療センター～

- 前スライド記載の「専門医療機関」のうち、以下の6医療機関に併設されている。診断に加えて、本人や家族からの相談対応、保健医療、福祉、介護等との連携も担う。
 - 香川大学医学部附属病院(三木町)
 - 小豆島病院(小豆島町)
 - 三光病院, いわき病院(高松市)
 - 回生病院(坂出市)
 - 西香川病院(三豊市)
-
- ※県内の認知症疾患医療センター(香川県ホームページより) 最終閲覧日 2025.10.31
 - <https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkouseisaku/support/support/list01.html>

認知症に関する相談窓口 ～家族会, 認知症カフェ

- ・家族会(香川県内21箇所, 高松市内8箇所)

同じ悩みを持つ人々やボランティアなどが、お互いの悩みを相談し合い、励まし合う場。介護についての情報交換や専門職による相談などを行っている。

※お住いの地域で開催している認知症の方の家族会【香川県内】(香川県ホームページより)

最終閲覧日 2025.10.31

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkouseisaku/support/support/list08.html>

- ・認知症カフェ(高松市内29箇所)

認知症の方やその家族が気軽に立ち寄れる場所であり、地域住民や介護・医療に携わる方々も参加できる交流の場。

※香川県内の認知症カフェ(香川県ホームページ)より 最終閲覧日 2025.10.31

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkouseisaku/support/support/list09.html>

認知症に関する相談窓口 ～地域包括支援センター～

- ・ 地域包括支援センター
- ・ 各市町に最低1箇所は必ず設置されている、高齢者の総合相談窓口。どのセンターにも必ず、社会福祉士、保健師、介護支援専門員(ケアマネジャー)の3職種(資格者)が勤務している。認知症高齢者の介護や人権等に関する相談にも対応している。
- ・ 高松市内…地域包括支援センター 2箇所(桜町, 香川町)
 - ・ サブセンター 5箇所(仏生山, 山田, 勝賀, 牟礼, 国分寺)
- ・ ※香川県内の市町地域包括支援センター(香川県ホームページより) 最終閲覧日 202510.31
- ・ <https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkouseisaku/support/support/list04.html>

※これらの相談窓口は、「最初にどこに繋がらなければいけない」というようなことはない。

皆様が「繋がり易い」ところから。大切なことは、『どこかと繋がること』と、万が一1箇所で心無い対応をされたとしても諦めず、他の窓口を当たってみること。

もしも認知症を患う方が 行方不明になつたら

- まず、何よりも躊躇せず、一刻も速く、最寄りの警察署へ届け出ること。
- 行方不明になってから発見されるまでの期間が短いほど、無事に発見される確率が高い。
- ※大ごとにしたくない、そのうち帰ってくるかも、もう少し様子を見て、は×。

認知症の方も活用可能な経済支援制度 ～高額療養費制度～

- 同一月内に支払った医療費の自己負担額が一定額を超えた場合に、基準額(年齢や所得により異なる)を超過した金額分について、後日払い戻しを受ける(或いは窓口支払いを不要とする)ことができる。
- 同一月内に複数の医療機関を受診した場合には、それぞれの医療機関において基準額までの支払が一旦必要となるが、最終的に同一月内の医療費が合算され、後日超過分が払い戻される。
- (但し払い戻しまでにはおおむね3か月以上を要する)
- 利用を希望する場合には、加入している医療保険の保険者に申請し、認定証の交付を受け、認定証を医療機関の窓口に提示する。

認知症の方も活用可能な経済支援制度 ～高額介護サービス費～

- 同一月内に支払った介護保険サービス利用の自己負担額が一定額を超えた場合に、基準額(世帯や所得状況などに基づいて設定されている)を超過した金額分について、後日払い戻しを受けることができる。
- 同じ世帯内に介護保険サービスを利用している人が複数いる場合には、世帯内の自己負担の合計額が申請対象となる。
- 利用を希望する場合には、居住市町村の介護保険担当窓口で申請する。
- 施設での食費、居住費、住宅改修費や福祉用具購入費は含まれない。

認知症の方も活用可能な経済支援制度 ～高額医療・高額介護合算制度～

- 1年間(8月1日～翌年7月31日)の医療保険ならびに介護保険の自己負担を合計した金額が、基準額を超えた場合に、申請することで、超過分の払い戻しを受けることができる。
- ※高額療養費制度と高額介護サービス費を利用した上で、なお自己負担が基準額を超えている場合に対象になる。
- 保険外診療費や区分支給限度額を超えた介護サービスの利用費、差額ベッド代、食事療養費、居住費、住宅改修費や福祉用具購入費などは対象外。
- **申請窓口は加入する医療保険の保険者だが、申請には「介護サービス利用料の自己負担額証明書」が必要なため、居住市町の介護保険担当窓口に要相談。**

認知症の方も活用可能な経済支援制度 ～自立支援医療制度(精神通院医療)～

- ・認知症(を含む精神疾患)のため、通院による治療が継続的に必要な方に、通院のための医療費等の自己負担を軽減する制度。
- ・精神疾患・障害のために生じた病態に対して行われる外来診療・外来での投薬・デイケア・訪問看護等。精神疾患・障害と関係のない疾患の医療費、入院治療に掛かる医療費は対象外。
- ・自己負担額は総医療費の1割だが、負担が過大とならないように、世帯の所得に応じて、1か月の負担上限額が設定されている。
- ・申請窓口は、居住市町の障害福祉を担当する窓口。申請が認められると、「受給者証(自立支援医療受給者証)」が交付される。
- ・※受給者証には有効期限があり、原則1年ごとの更新が必要。利用する医療機関等は、受給者証に記載されている医療機関等に限る。

認知症の方も活用可能な経済支援制度 ～その他の制度～

- ・その他にも多数の制度があるが、多くの場合本人や家族の所得制限がある場合がほとんど。前スライドまでに記した4つの制度は、所得制限なく利用できる制度なので、今回紹介させて頂いた。
- ・なお、条件に該当すれば認知症以外の病気等でも利用可能である。

参考にさせて頂いた書籍・Webサイト

- ・『ユマニチュード入門』本田 美和子, イヴ・ジネスト, ロゼット・マレスコッティ 医学書院 2014年
- ・「認知症の相談窓口」香川県ホームページ, 2025.10.31最終閲覧
<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkouseisaku/support/support/madoguti.html>
- ・『認知症のある人への経済支援まるわかりガイドブック』竹本 与志人, 杉山 京, 木村 亜紀子 中央法規 2024年
- ・『令和7年度版 高齢者のためのあんしんガイドブック』高松市, 株式会社 サイネックス
(高松市ホームページよりダウンロード可
https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/kenkou/koreisha_shien/chiiki_service/anshin_guidebook.html) 2025.10.31最終閲覧